

第三次佐久市障がい者プラン（骨子案）に対する 意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

（１）意見募集期間

令和５年９月２２日（金）から令和５年１０月６日（金）まで

（２）骨子案の公表方法

ア 佐久市ホームページ

イ 佐久市役所市民ホール行政閲覧コーナー、福祉課窓口、
各支所高齢者児童福祉係窓口に掲載用として設置

（３）意見の募集方法

ア 郵便

イ 持参

ウ 電子メール

エ ファクシミリ

オ ながの電子申請サービス

2 意見募集の結果

（１）提出された意見 １名 １３件

（２）提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

番号	提出された意見要旨	意見に対する回答等
1	<p>基本理念としての人権 障害者プランの基本は人権の尊重であることは当然だが、人権とは何かは正しく理解されていないことが多い。 人権とは権利であり、具体的に規定されている。思いやり、哲学、人生観、常識、・・・などではない。 差別とは権利の侵害であり、許されない。 具体的な規定としては、憲法第3章、世界人権宣言、様々な条約、などがある。</p> <p>法体系は、憲法、条約、法律、政令、省令、通達、(条例)の順位なので、上位の内容について理解していることが必要である。 特に条約については理解が不十分である。本来は批准前に条約を満たすように法規を整備しなければならないが、日本の場合は対応する法律がなかったり法律が条約を満たしていないことが珍しくなく、さらに計画や方針が複合的な差別に対応していないことも多い。 従って、単に規定を適用するのではなく、背景を含めて状況を理解することが必要である。</p>	<p>本プランでは、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しており、人権の尊重については、重要なことと考えております。頂いた御意見につきましては、今後、施策を推進していくうえで参考とさせていただきます。</p>
2	<p>障害者権利条約 障害者についての条約(障害者権利条約)の基本は社会参加の保証である。 健全者にできることは障害者もできることを原則とする。 様々な項目について記述されているが、誰にでも適用される基本的なこと(前の方に記述)と一部の人のだけに関係することがあるので、まず前者を実現させ、並行して後者を拡充するという方針にすべきである。</p> <p>障害者権利条約に対応する法律は障害者差別解消法であるが、条約とは大きく異なる。(法律を基にした長野県の条例も同様である。) ・「権利」の使用数が極端に少ない ・「合理的配慮」の甚だしい曲解 ・「ユニバーサルデザイン」の不存在</p> <p>従って、条約をよく理解して進めることが重要である。 行政の直接の担当部署は条約審査での勧告(最終見解)も知っておくことが望ましい。</p> <p>権利の例:移動とスポーツ 誰にでも適用されることの代表例は移動である。様々な社会参加の多くに移動は欠かせない。 一部の人のだけに関係する一例はスポーツである。 障害者が自身や関係者と共にスポーツを楽しむ権利は尊重されなければならないが、そのことによって移動の権利が侵害されていることが隠されてはならない。 ・東京パラリンピックでは競技場敷地内はでは配慮されたかもしれないが、外部、特に道路は悪化した。 ・車椅子マラソン(長野市)は20年前から行われているが、コース途中の車いすが通れない交差点はどれも改修されないどころか問題にもされていない。</p>	<p>本プランにおいても、障がいのある人の多様な社会参加を実現させていくことは重要と考えており、「第3章 障がい者の現状と課題 2 課題への対応」において、障がいのある、なしに関わらず社会参加できる機会や環境を整備していく必要性を示しております。頂いた御意見につきましては、今後、多様な社会参加を実現させていくうえでの参考とさせていただきます。</p>
3	<p>とり残されそうな人 SDGsは「誰もとり残さない」なので、とり残されそうな人について配慮することが必要である。 障害者はその典型だが、それ以外の人たちについても様々な施策によって「こぼれ落ちる人たち」が出ない様にする必要がある。このことは複合的な要因のある人も排除しないということである。例えば、貧困や外国にルーツがある人については一般的な障害者への施策だけでは不十分であり、行政以外を含めた他の部署との連携が求められる。 市民としては一人の人がすべてに関わることはできないが、多くの人が少しずつ関われば他のことに気付くことも多くなり、全体として隙間が少ない社会とすることができる。</p>	<p>障がいのある人をはじめ、支援を必要とする人の課題は社会情勢の変化に伴い、複雑化・複合化してきております。こうした中で、課題へ対応していくためには、包括的な相談支援や多機関の連携、支援が届きづらい人を取り残さないための働きかけなど重層的な支援体制の整備が必要と考えております。現在、市では、重層的支援体制の整備を進めており、本プランにおいても、新たに「包括的相談支援体制の整備」の項目を具体的施策の方向に追加し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p>
4	<p>当事者としての参加 障害者に直接関係する施策はもちろん、他の分野でも検討・決定に障害者が直接関わることが必要である。学識経験者や福祉サービスを提供する人たちが参加することによって代えることはできない。 防災と道路・交通(後述)は典型である。 台風などの様に事前に予想できる場合は悪化する前に避難すれば問題は生じない。一旦通常の避難所に行ってから福祉避難所に行くという手順は変えねばならない。 電源、個室、などの配慮も必要になる。家族と一緒に避難できるようにすべきである。 福祉施設などが危険な場所にある場合は早急に移転すべきである。 なお、これらの必要性について一般の人が納得できるようにする必要がある。</p>	<p>「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」といった言葉があるように、障がいのある人が検討や決定に関わることは重要なことと考えます。頂いた御意見につきましては、今後、施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。 また、福祉避難所に関しましては、現在、直接避難ができるよう体制整備を進めているところでございます。体制が整いましたら市ホームページ等で周知をしていく予定でおります。</p>
5	<p>建物全体のバリアフリー 建物・施設は障害者が設計段階から参加すればユニバーサルデザインが実現できる。住宅では、高齢になった際に容易に改造できるような設計が普及すれば最初からのバリアフリー化も進む。 不燃性・難燃性製品の採用、炊事、冷暖房、風呂・トイレ、スイッチ類への配慮、などに詳しい設計者の育成も必要である。 停電対策への支援(蓄電池設置など)は、福祉機器を使っている人だけではなく、停電時の行動や復旧作業が困難な人にとっても必要である。 ※市役所の福祉センターのバリアフリー化は早急に行うべきである。本庁舎も入るまでが不十分である。 ※多くの人が利用する施設のバリアフリー化を推進する施策が必要である。特に医療関係は急務である。</p>	<p>本プランにおいても、「第5章 具体的施策の方向 基本方針3 安心して暮らせる地域づくり 基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進」の中で、障がいのある人が住みやすいまちとするために、公共施設等のバリアフリー化の必要性を示しております。引き続き、公共施設等の新設や改修に際しましては、各種法令等に基づき、バリアフリー化を推進するとともに、日常生活用具給付事業や住宅改良促進事業により、暮らしやすい環境の整備を推進してまいります。頂いた御意見につきましては、今後、施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。</p>

番号	提出された意見要旨	意見に対する回答等
6	<p>インクルーシブ教育 インクルーシブ教育の推進は条約審査でも指摘された。条件を整えていくことは重要であり大いに進めるべきだが、絶対視せず、不十分な状態では慎重になるべきである。 一方、健常児にとっては必須である。 長野県では列車を利用するのは高校生の時だけという人も多く、地域によっては乗客の大半が高校生なので、障害者などに接する機会が少ない。親も教師も先輩も同様なので教えることができない。この結果、配慮に欠けることになる。 盲学校などの見学や交流も検討すべきである。</p> <p>※日本の人権は様々な分野で遅れているので(ジェンダーは世界最低グループ)、インクルーシブ教育についても急速な導入は難しいのではないかと危惧している。外国の素晴らしい事例を参考に関係者が努力しても社会が付いていなければ子供たちが犠牲になる。</p>	<p>本プランにおいても、インクルーシブ教育の推進は重要なことと考えております。頂いた御意見につきましては、今後、施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。</p>
7	<p>障害者のエンパワー 就業については能力を伸ばす・活かす政策が必要である。 ITはどちらに関しても有力な手段であり、そのための研修員の育成も必要である。 能力検定制度も検討すべきである。(山梨県を参考に) ディーセント・ワークは障害者にも適用される。</p>	<p>障がいのある人が有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助することは、自己実現を目指していくうえで重要なことと考えます。頂いた御意見につきましては、今後、就労支援等における施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。</p>
8	<p>地域との協働についての懸念 多数の人、特に地域の人に関わるためには、人権が個人の権利であるということに関わる人達全員がよく認識する必要がある。 ジェンダー平等が実現できていないのに、さらに少数であり立場が弱い障害者の人権が守られるとは考えられない。 自治会を地域の代表や自治会の意見を地域の総意とみなすことは、少数の意見を無視することになる。 行政は、市外を含めて個人や団体と直接対峙し、採り入れるべきことは実施し、不可能な場合は理由を丁寧に説明すべきである。</p>	<p>多様な人と人が関わりを持つ際に、それぞれが人権への理解を持つことは重要なことと考えます。「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき、障がいのある人をはじめ、全ての人の人権が尊重されるよう啓発の取組を推進してまいります。</p>
9	<p>道路と公共交通 障害者の社会参加にとって基本的に重要なのは移動である。 買い物や飲食、散歩など、日常的に外出できるような社会環境が必要であり、就業やスポーツなどの活動でも不可欠である。 日常的に外出できれば、広く接する機会も増え、様々な決定に関わることも容易になる。 ところが「佐久市都市計画マスタープラン」には道路のユニバーサルデザインが明記してあるにも拘わらず全く具体化していない。 佐久市のデマンド交通は車椅子に対応していない。障害者の意見を聞くことなく計画を進めたので排除することになったが、明らかな差別であり、社会参加に逆行するものである。公共交通は佐久市民以外にも提供されなければならない(SDGs 11.2)が、この方式では実質的には難しい。 このようなことがなぜ起きたのか説明すると共に、決定に関わった全ての人に対して教育を徹底すべきである。 粗大ごみの収集で排除されている人たちは障害者以外でも多いことを考えれば、佐久市の人権に対する考え方に根本的な問題がある。</p> <p>繰り返すが、移動にとって道路の整備は欠かせない。 条約にはユニバーサルデザインの記述があるが、道路をユニバーサルデザインにすることは、杖の人、乳母車の人、大きな荷物を持った外国人旅行者、などにも関わるので、「障害者にとって快適なものは健常者にとっても快適である」の最も典型ということになる。 安全に通行できるのは当然として、横断する、バスを利用する、ということも不可欠である。 にも拘わらず、道路(県を含む)と交通(警察)の担当者の無理解(=差別意識)は他の公務員に比べても際立っているが、組織的に人権を無視していることは明らかである。警察は歩行者への通行妨害については広報でも違反措置でも何もしない。 道路計画、交通安全計画の策定から障害者は排除されている。 歩道橋・横断地下道は法的根拠が無い。その上、階段や支柱によって歩道の有効幅員が確保されないことは法規違反である。 バス停は往復で道路の両側にあるので、横断できなければバスは利用できない。 バスの乗降にスロープを利用する場合には歩道の実幅員が2m以上必要だが、バス停だけ狭くなって有効幅員を確保できていないのは法規違反である。 排水路に蓋をして歩道とした場合は、凹凸がある、滑りやすい、白杖が穴に入ってしまう、などの問題がある。 危険個所に柵が無いことも多い。 歩車道の区別がない道路については道路幅によって通行できる車両の大きさが限定されるが、道路関係者が法規を理解していないし、通行と駐車車の法規を守らない運転手は多い。道路交通法も歩行者の安全より車の通行を優先する規定となっているので、改善を求める必要がある。 さらに小型重機や農業用車両が歩道を通行する例まであり、とても法治国家とは言えない。このため交通事故の死者の歩行者・自転車の比率は日本が極端に多い。(下記第4図) https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r05kou_haku/pdf/zenbun/betten.pdf</p> <p>バリアフリー基本構想は重点地区と重点道路しか整備しないので不十分な制度ではあるが、少なくとも対象箇所は整備されるので制定すべきである。立地適正化計画と関連させることが重要と思われる。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001612342.pdf</p> <p>駅にエレベーターを設置することは乗降客数が少ないので難しいが、階段をスロープに変更するだけで対応できる駅は北中込以外にもあるので改造すべきである。費用もわずかで済む。</p>	<p>本プランにおいても、障がいのある人の移動手段の拡充は、重要な事項と考えております。「第5章 具体的施策の方向 基本方針3 安心して暮らせる地域づくり 基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進」の中で、障がいのある人の社会参加を促進するための主な取組や現状と課題を記載しております。今後も、利用者のニーズの把握に努め、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、より利用しやすい公共交通の構築や移動支援サービス等の充実に努めてまいります。</p>

番号	提出された意見要旨	意見に対する回答等
10	佐久市の人口は旧望月町と旧臼田町で急減しているので、障害者の状態やサービスの提供状況も地域差があると思われるので、それを踏まえた検討が必要である。	旧望月町と旧臼田町につきましては、人口が減少傾向にあります。地域によって障害福祉サービス事業所数には差異がございますが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、地域ごとのニーズを踏まえた検討を行ってまいります。
11	移住者については、前居住地からの引継ぎを行う必要がある。	障がいのある移住者の方につきましては、必要に応じ前居住地からの情報提供など行っているところであります。
12	就業状況について仕事の内容を含めた統計があると施策の有効性を評価できる。	御意見につきましては、今後、施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。
13	条約審査では精神病院への強制入院が指摘されたので検討対象とすべきである。	御意見につきましては、今後、施策を推進していくうえでの参考とさせていただきます。